

特定供給の許可に係る経済産業局長への事務委任について

(趣旨)

電気事業法において、経済産業大臣は、特定供給の許可に際し、あらかじめ電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないとされている。そのうち一定規模未満の特定供給の許可に係る権限は供給場所を管轄する経済産業局長に委任されている。

当該委任された特定供給の許可については、電力供給全体に占める割合が僅少であることや審査のノウハウが各経済産業局に蓄積していることなどを踏まえ、委員会事務の効率的な運用の観点から、上記意見聴取手続きについて経済産業局長に委任できないか御検討いただく。

主なポイント

1. 特定供給の許可の流れについて

資源エネルギー庁又は経済産業局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、特定供給の許可申請を受け付けた場合、許可要件の充足審査を行うとともに、電気事業法第66条の10の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。委員会は、意見を述べたときは、遅滞なくその内容を公表する。経済産業大臣又は経済産業局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、委員会の意見を聴取した上で許可の可否を判断する。

2. 意見聴取手続きの経済産業局長への委任について

特定供給の許可に係る権限について、供給する電気の容量が1万kW未満のものに係るものは、供給場所を所轄する経済産業局長に委任されている。

委任を受けた経済産業局長に対して許可申請のあったものについては、その経済産業局が充足審査を行った上で、本委員会に対し意見聴取がなされるが、

- ①供給する電気の容量が1万kW未満の特定供給については、そのエリアの電力供給全体に占める割合が1%に大きく満たないなど僅少であること、
 - ②当該充足審査や意見聴取は、特定供給の供給側と需要側とのいわゆる「密接関係性」の確認に大きく重点が寄っており、そのノウハウはこれまで特定供給の許可審査を多数行ってきた経済産業局に十分な蓄積があること、
- などを踏まえると、委員会事務の効率的な運用の観点から、当該許可に係る意見を述べる権限についても、定期的（少なくとも半年に一度）は当該許可の実績について本委員会に報告することを前提に、経済産業局長に対し事務委任の形式で委任して差し支えないものと考えられる。このため、別紙のとおり経済産業局長に委任することに関し、御検討いただく。

(別紙)

(案)

番 号
年 月 日

別記 宛て

電力取引監視等委員会委員長

電気事業法に関する事務の委任について

上記の件について、電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含む。以下「法」という。）の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、法第17条第1項の特定供給の許可（法第114条第4項及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号。その後の改正を含む。）第9条の表第3号の規定により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に法第66条の10第1項第1号の規定により意見を述べることに係るものについては、貴職に委任する。

なお、本委員会事務局総務課において、法の施行状況等を一元的に把握する必要があるため、委任した事務の処理後速やかにその起案書類一式の写しを、同課に提出することとする。

別記

北海道経済産業局長

東北経済産業局長

関東経済産業局長

中部経済産業局長

近畿経済産業局長

中国経済産業局長

四国経済産業局長

九州経済産業局長

内閣府沖縄総合事務局長